

答 申 第 2 9 号
(諮 問 第 2 7 号)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 7 月 7 日付け鎌資源第 8 7 0 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年5月27日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成26年5月21日付け鎌倉市指令資源第5号行政文書公開決定通知書で公開された文書『分別指導非常勤嘱託員について』に係る起案文書一式」について実施機関鎌倉市長が平成26年6月9日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年5月27日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年5月21日付け鎌倉市指令資源第5号行政文書公開決定通知書で公開された文書『分別指導非常勤嘱託員について』に係る起案文書一式」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年6月9日付け鎌倉市指令資源第8号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年6月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年8月15日付けで提出された意見書、同月19日付けで提出された補充意見書及び平成27年2月23日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 行政文書不存在決定通知書に記載の行政文書が存在しない理

由では、「鎌倉市指令資源第5号にて公開した文書は、予算算出根拠の資料として作成したものであり、起案文書は存在しません。」とするが、実施機関の理由付記は条例第10条第2項の要件を欠き不当である。

イ 実施機関は、行政文書不存在決定理由説明書において「事務処理に当たってどの範囲まで決裁をあげるべきかという規定はないため、予算額を確定する際、財政課に予算書を提出する際は起案文書を作成しますが、個々の予算額の算出根拠については、起案文書として決裁をあげていないため、起案文書は存在しません。」と主張する。鎌倉市行政文書管理規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定では、「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」としているところ、ごみ収集事業の主な予算内訳のひとつである「分別指導非常勤嘱託員報酬30人」に係る起案文書を作成しないことは、規則第3条第1項ただし書きの解釈を誤り不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年8月11日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び平成27年2月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

- (1) 条例第3条第1項の規定では、事務処理に当たってどの範囲まで決裁をあげるべきかという規定はないため、予算額を確定する際、財政課に予算書を提出する際は起案文書を作成するが、個々の予算額の算出根拠については、起案文書として決裁をあげていない。よって、起案文書は存在しない。
- (2) 理由の付記については、条例第10条第2項では、「前項の場合において、公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない（以下略）。」と規定している。本件理由付記では、本件請求対象文書が不存在である具体的理由を記載しており、異議申立人の主張は失当である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、本件請求以前に公開された「分別指導非常勤嘱託員について」と題する行政文書に係る起案文書一式である。当該行政文書には、分別指導非常勤嘱託員30人の報酬について、平成26年度予算要求をする際の積算根拠が記載されている。

審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書不存在について

異議申立人は、本件処分は規則第3条第1項に規定する軽易な場合には該当せず、本件請求対象文書が不存在であることは不当であり、起案文書を作成すべきであると主張する。また、不存在処分理由についても、理由付記の要件を欠き不当であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、予算額を確定する際、財政課に予算書を提出する際は起案文書を作成するが、個々の予算額の算出根拠については、起案文書を作成していないと主張する。

市予算については、鎌倉市財務規則第10条ないし第14条の規定によると、予算編成方針の決定を受け、経理担当課長等は歳入歳出予算要求書等を作成し、総務部長に提出しなければならないとされ、提出を受けた総務部長は、その内容を審査して必要な調整を加え、予算要求額調書を作成して市長に提出しなければならないとされている。そして、市長及び関係職員による予算査定会議が行われ、予算の査定が終了後、総務部長は、市議会に提出する予算案及び予算に関する説明書を作成し、市長の決裁を受けなければならないとされている。

前記財務規則によれば、予算案を作成する過程において、積算根拠の起案文書を作成し、上司まで決裁を受けるとの定めはない。

また、規則第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容(行政文書を管理するために必要な事項を含む。)を行政文書と

して記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」と規定しており、実施機関のあらゆる業務について記録等を作成することを義務づけているものではない。

よって、個々の予算額の算出根拠については起案文書を作成していないという実施機関の説明は、不合理とは言えない。

以上のとおり、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

(3) 理由の付記について

本件行政文書不存在決定通知書には、不存在の理由について、「鎌倉市指令資源第5号にて公開した文書は、予算算出根拠の資料として作成したものであり、起案文書は存在しません。」と記載されているところ、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不存在決定通知書に付すべき理由は、請求者において、不存在である具体的な理由が、そもそも請求対象文書を作成または取得していないのか、存在はしたが保存年限が経過したため廃棄したのかなど、行政文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、本件処分における理由付記は不十分である。しかしながら、前記のとおり、本件請求対象文書は存在しないことが認められることから、不存在を理由とする本件処分は妥当である。

また、異議申立人は、実施機関の事務処理が不適切である旨主張している。しかし、当審査会は、実施機関の処分の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務処理の適否を判断する機関ではないので、異議申立人のこの点における所論は失当であり結論には影響しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 5 / 2 7	行政文書公開請求書が提出される
6 / 9	行政文書不存在決定通知書送付
6 / 1 3	異議申立書が提出される (担当課：資源循環課)
7 / 7	審査会に対し諮問
7 / 9	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
8 / 1 1	行政文書不存在決定理由説明書を受理
8 / 1 2	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 1 5	異議申立人から意見書を受理
8 / 1 9	実施機関に意見書(写)送付
8 / 1 9	異議申立人から補充意見書を受理
8 / 2 1	実施機関に補充意見書(写)送付
2 7 / 2 / 2 3	第62回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 1 3	第63回審査会で審議
3 / 1 3	答申